第５章　良好な景観の形成に関する方針等

第５章　良好な景観の形成に関する方針等

前章までの内容を踏まえて、札幌の景観の特徴を踏まえた方針を示します。

良好な景観の形成に向けては、第３章で示した「景観の捉え方」を認識したうえで取組を展開することが重要です。このため、取組の内容や場所に応じてそれぞれの方針を総合的な視点をもって読み解くものとします。

本章では、この計画に基づく景観形成に向けた方針として、全市共通の方針と特定の地区の方針の 2 種類を示しています。これらの方針のもと、景観形成基準等を設け、届出制度を通じて景観誘導を進めていきます。また、目指す姿の実現に向けた取組の方針を定め、関連する計画や施策と連携し、役割を担いあいながら取組を推進していきます。

５－１　札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針

（景観法第８条第３項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）
※各方針に付記しているアルファベットと数字は、方針の番号です。

（１）地形・自然の特徴を踏まえた景観形成の方針

方針 A1　**気候、地形、水辺、植生などの自然環境を生かした景観形成を図ります。**

札幌は積雪寒冷地であり、四季の移り変わりが鮮明です。また、札幌の市街地を囲むように山々が連なり、市街地を貫流する多数の河川があります。気候や変化に富んだ地形などを理由に豊かな植生があります。札幌の景観を特徴づける重要な要素である自然環境を生かした景観形成を図ります。

方針 A2　**多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。**

札幌は広大で、変化に富んだ地形があることや地形に応じた人間活動の影響の歴史があることなどにより、山地の原生的な環境から都市部の人為的な環境まで幅広く多様な生態系が広がっています。このような多様な生態系が保全されるよう配慮しながら景観形成を図ります。

（２）都市の成り立ちの特徴を踏まえた景観形成の方針

方針 B1　**歴史的・文化的なまちの景観資源を生かした景観形成を図ります。**

札幌は明治期から現在に至るまで、計画的に道路や公園などの整備と整形な宅地の造成が行われてきました。このように計画的に整備された既存の都市基盤は大切な景観資源と言えます。また、北海道庁旧本庁舎をはじめとした歴史的・文化的なまちの景観資源が市内に点在しています。このような様々な景観資源を生かした景観形成を図ります。

（３）街並みの特徴を踏まえた景観形成の方針

【市街地等の景観形成の方針】

都市計画マスタープランでは都心、地域交流拠点、高次機能交流拠点、複合型高度利用市街地、一般住宅地、郊外住宅地、工業地・流通業務地といった都市空間の区分に応じた都市づくりを進めています。

札幌の市街地等における景観的特徴として、都心及び工業地・流通業務地では、特にその場所らしさを持つ建築物による市街地の景観が面的に広がっています。また、市街地の南西部は山地に近接していることにより、市街地の景観の中に山地のみどりが印象的に入り込む場所が見られます。

このような市街地の景観的特徴を大規模な建築物等の景観誘導に生かすため、市街地区分ごとの街並みの特徴と地形や自然の特徴を重ね合わせ、市街地を景観形成の観点から、都心ゾーン、一般市街地ゾーン、山地のみどりに近接するゾーン、工業地・流通業務地ゾーンの４つに区分して以下の通り景観形成の方針を定めます。

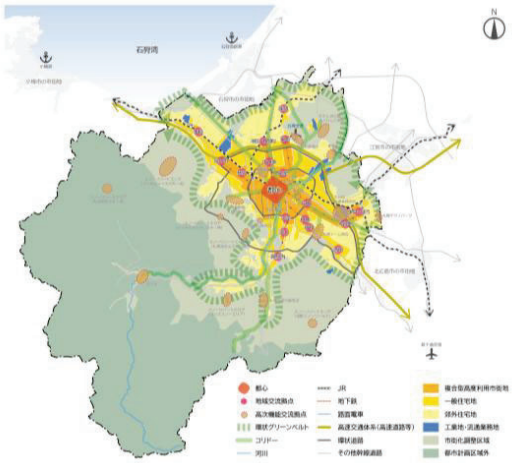


図 5-1 都市構造図（詳細は P.130 を参照）

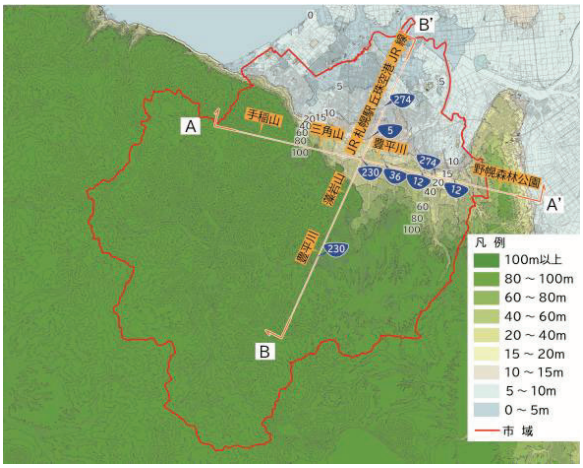


図 5-2 地形概念図（詳細は P.21 を参照）

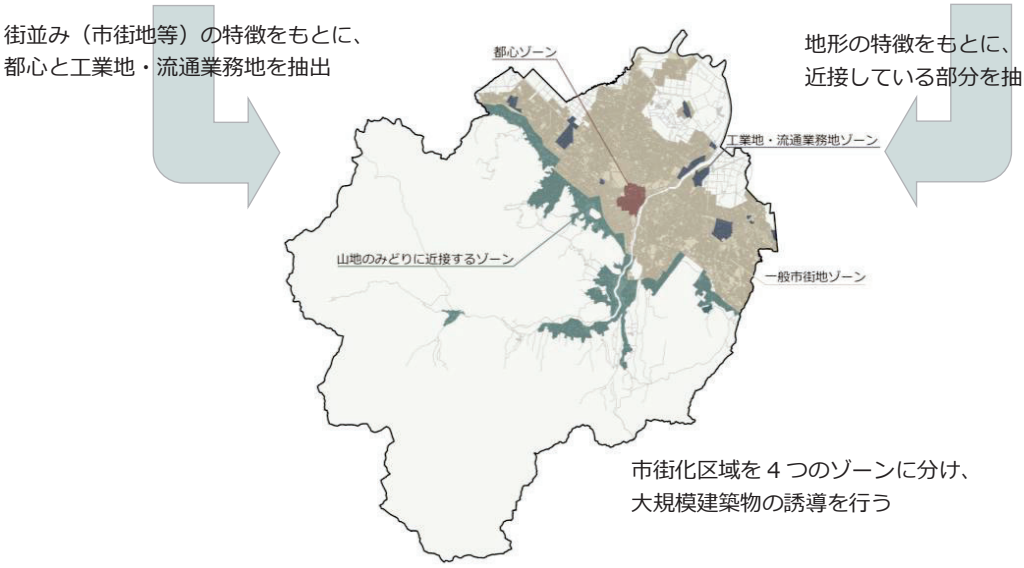


図 5-3 ゾーン区分図（詳細は P.82 を参照）

方針C1　市街地では４つのゾーンの特性を踏まえるとともに、都市機能の特徴を生かした景観形成を図ります。

都心ゾーン	○札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ○格子状道路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。
一般市街地ゾーン	○地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。 【地域交流拠点、高次機能交流拠点、住宅市街地の別に応じて追加する方針】 ・主要な交通結節点周辺など生活圏域の拠点となる地域交流拠点では、多くの人が集まる場所として居心地が良く、歩きたくなる魅力的な景観形成を図ります。 ・産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能が調和した一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた、愛着の持てる景観形成を図ります。
山地のみどりに近接するゾーン	○みどりの豊かさを生かした、落ち着きのある景観形成を図ります。 【地域交流拠点、高次機能交流拠点、住宅市街地の別に応じて追加する方針】 ・主要な交通結節点周辺などの生活圏域の拠点となる地域交流拠点では、山地のみどりの豊かさを生かした落ち着きがありながらも、多くの人が集まる場所として魅力のある景観形成を図ります。 ・産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、山地のみどりの豊かさを生かしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえつつ、山地のみどりの豊かさを生かした愛着の持てる景観形成を図ります。
工業地・流通業務地ゾーン	○隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。

札幌は山地と都市が近接しており、山地のみどりあふれる景観と規模の大きい建築物が集まる市街地の景観が市域の中に存在しています。山地のみどりに近接する場所では、山地のみどりと市街地との緩衝帯となるよう、山地のみどりと建築物の双方が調和する景観

形成が求められます。都心では、高次な都市機能が集まり、札幌を象徴する最も中心的な拠点であることから、札幌の魅力を先導する役割を担う景観形成が求められます。工業地・流通業務地では、建築面積が大きく、水平方向に長大な建築物が建築されることから、その周辺市街地への景観上の影響を低減する景観形成が求められます。一般市街地では、地形や道路、建築物などの関係性により、その場所らしい市街地の景観形成が求められます。その場所ごとの特徴を踏まえながら景観形成を図ります。

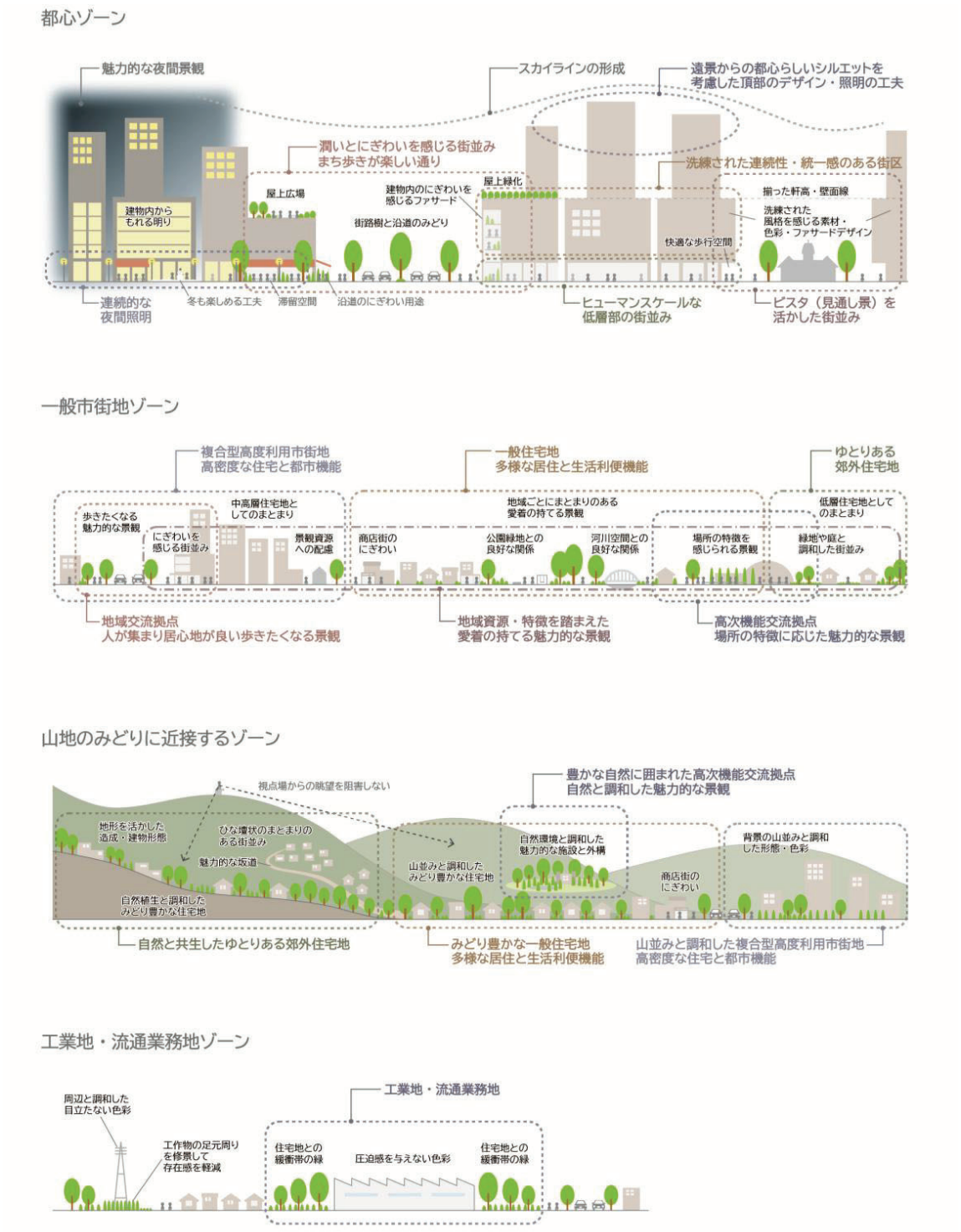


図 5-4 ゾーン別景観形成のイメージ図

方針C2 **市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。**

○産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、市街地の外であることを前提にしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。

市街地の外では豊かな自然や農地が維持・保全されていることから、これらを尊重した景観形成を図ります。また、高次機能交流拠点ではその場所らしさを感じられる景観が形成されていることから、市街地の外であることを前提にしながらも、その特徴を踏まえた景観形成を図ります。

【道路等の景観形成の方針】

方針C3 **道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります。**

道路線形や道路幅員、街路樹の有無や樹種など道路ごとに特徴を有しています。道路ごとの特徴と沿道建築物などとの関係性により変化に富んだ道路景観がつくられることから、沿道では道路ごとの特徴を生かした魅力的な景観形成を図ります。

方針C4 **場所の魅力向上につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。**

駅前広場の整備や無電柱化の推進など場所の魅力向上につながる道路空間の整備や適切な道路空間の維持保全・活用が進められています。人が行きかい、人でにぎわう良好な道路景観の形成を図ります。

【公園緑地等の景観形成の方針】

方針C5 **豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。**

札幌の南部に支笏洞爺国立公園があるほか、市街地に接する藻岩山・円山は国の天然記念物に指定されるなど、自然豊かなみどりが守られています。一方、市街地では様々な規模の公園緑地、建築物の敷地内の新しいみどりや場所の特性に応じた街路樹などが視覚的につながっています。これらの豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。

方針C6 **河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。**

札幌には大小様々な河川が多数流れています。山地や市街地など場所によって治水の方法は異なりますが、多くの河川で水辺とみどりが一体となった河川景観が形成されています。河川を生かした潤いある景観形成を図ります。

方針C7 骨格となる水とみどりのネットワーク、特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。

札幌の市街地は森林や農地、大規模公園などにより囲まれており、街路樹や河川で構成されるコリドーによる骨格的な水とみどりのネットワークが形成されています。また、創成川公園のように水と親しむことができる特徴ある水辺空間も形成されています。これらに近接する場所では、水辺やみどりと協調した景観形成を図ります。

【広告物・サインの景観形成の方針】

方針C8 場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。

広告物やサインは景観を構成する要素の一つであり、技術の進展などによりその形態や表示内容は多様化が進んでいます。建築物の色彩が周囲との調和を図られてきた一方で、主張の強い広告物の存在が目立つようになり、周囲との調和を乱している例も見られるようになってきました。良好な景観の形成の観点からは、その場所に応じて一定の配慮が行われることが望まれます。その場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。

（4）活動・営みの特徴を踏まえた景観形成の方針

方針 D1 **人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。**

○建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。
○多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。
○地域への愛着が高まる景観形成を図ります。

人々の活動・営みは景観の一部となって人々の目に映し出されます。人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。

方針 D2 **時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。**

整備時だけでなく、将来の変化に伴って、時間の経過の中で変遷する景観をコントロールしていくことが必要です。これまで築き上げてきた文化をはじめ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。

方針 D3 **使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮がなされた景観形成を図ります。**

使用されていない建築物や土地等が生じることにより、周辺の街並みや環境を悪化させることがあります。空き家や空き地等が街並みや環境を悪化させないよう配慮がなされた景観形成を図ります。

（５）都市の魅力向上を目指した景観形成の方針

【眺望の景観形成の方針】

方針 E1　札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

札幌の眺望は、標高の高い視点場などから市街地や山並みを見晴らす「見晴らし景（パノラマ）」、格子状道路のような直線的な道路と沿道建築物で形づくられる「見通し景（ビスタ）」、山並みに囲まれた「囲み景」に分けることができます。このような眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

【夜間景観の景観形成の方針】

方針 E2　札幌の夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります。

札幌の夜間景観には、標高の高い視点場などから市街地や山並みを見晴らす「見晴らし（パノラマ）夜景」、道路灯や沿道の建築物から漏れ出る光などを通りや交差点から見通す「見通し（ビスタ）夜景」があります。また、ホワイトイルミネーションなどの「イベント夜景」も見られます。このような夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります。

【雪・冬季の景観の景観形成の方針】

方針 E3　雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。

雪は暮らしの中では必ずしも歓迎される存在ではありませんが、札幌のまちを演出する誇るべき景観資源としてまちづくりに生かすことが可能です。この雪を生かした景観形成を図ります。

方針 E4　雪と共生する良好な景観形成を図ります。

雪と共生する暮らしの中で見られる、路肩に積もる雪や除雪を行う人々の様子などは北国である札幌らしい景観の一つです。こうした雪と共生する良好な景観形成を図ります。

5－2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針等

（1）景観計画重点区域における景観形成の方針等

「大通地区」「札幌駅前通北街区地区」「札幌駅南口地区」「札幌駅北口地区」の４地区について、景観計画区域内で特に良好な景観形成を図る必要がある区域として「景観計画重点区域」に指定し、都心の顔づくりを行ってきました。

各地区の区域及び景観形成の方針（景観法第８条第３項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）は、５－１に定める景観形成の方針に即し、地区の特徴に応じて地区ごとに別紙２（P98～）のとおり定めます。

なお、大通地区については、第６章６－１に記載のとおり今後、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しに着手します。

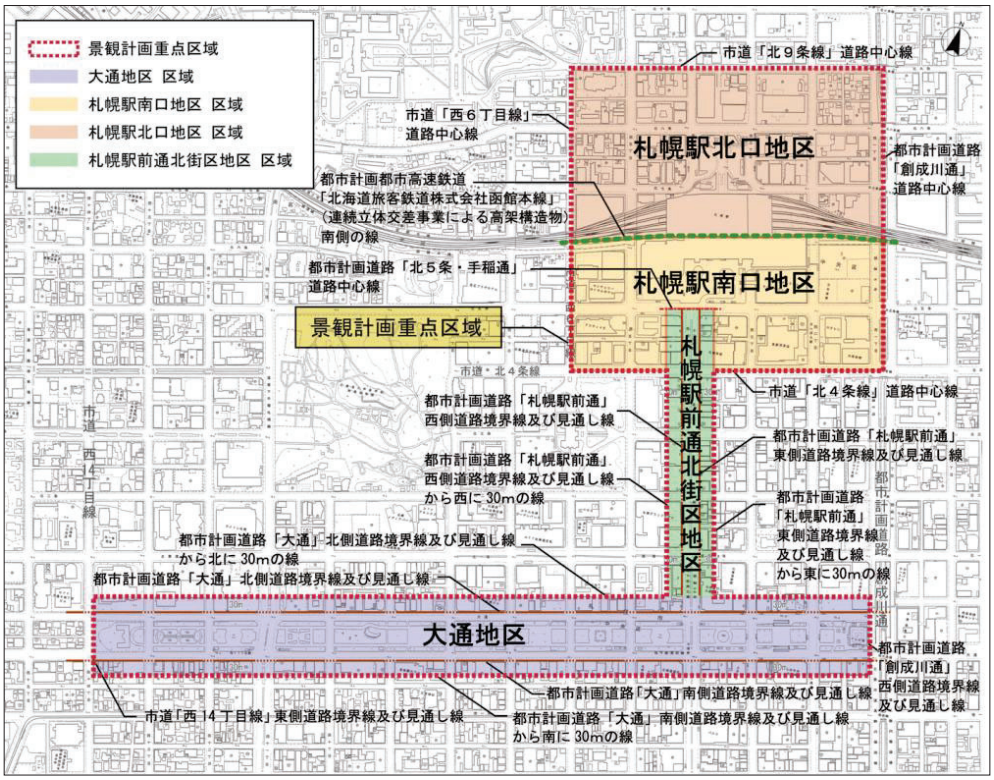


図 5-5 景観計画重点区域

（2）景観まちづくり指針における景観形成の方針等

（札幌市景観条例第 42 条の５）

景観まちづくり指針の制度は、市民や事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するための制度です。景観まちづくり指針における景観形成の目標・方針など、個別に景観形成に関する方針を定める場合は、５－１に定める景観形成の方針に即し、地区の特徴に応じて定めるものとします。

５－３　景観形成に向けた取組の方針

良好な景観の形成に向けて、「建築物等の景観誘導に関する取組」「公共施設等に関する取組」「景観資源の保全・活用に関する取組」「地域ごとの景観まちづくりに関する取組」を行います。併せて、これら４つの取組を横断する「都市の魅力向上を目指す取組」を行います。

これらの取組を展開することで、第４章で掲げた目指す姿「札幌ならではの美しい景観の形成されたまち」の実現を目指します。

建築物等の景観誘導に関する取組

大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しなどの景観計画重点区域の取組、景観プレ・アドバイス等による事前協議や届出の運用、景観形成基準等を補完するガイドラインの策定、屋外広告物のガイドライン等の検討、普及啓発に関する取組を行います。第６章で詳しく示します。

公共施設等に関する取組

届出等による景観誘導、景観重要公共施設に関する取組を行います。第７章で詳しく示します。

景観資源の保全・活用に関する取組

景観資源の指定・登録の推進、普及啓発、景観資源の保全・活用への支援に関する取組を行います。第８章で詳しく示します。

地域ごとの景観まちづくりに関する取組

地域ごとの景観まちづくりの推進に向けた制度の活用、普及啓発、景観まちづくり活動等への支援に関する取組を行います。第９章で詳しく示します。

都市の魅力向上を目指す取組

「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」の魅力向上に向けて、それぞれ「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。これらは前述の４つの取組を横断するものです。第１０章で詳しく示します。